

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2007-501409(P2007-501409A)
 【公表日】平成19年1月25日(2007.1.25)
 【年通号数】公開・登録公報2007-003
 【出願番号】特願2006-532209(P2006-532209)
 【国際特許分類】

G 0 1 N 27/447 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 27/26 3 1 5 F
 G 0 1 N 27/26 3 1 5 H
 G 0 1 N 27/26 3 2 5 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年11月16日(2010.11.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

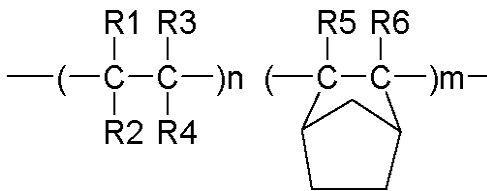
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スラブル電気泳動向けの電気泳動用ヒドロゲルの低蛍光性担体フィルムとしての、ヘイズ値が3%未満の延伸ポリプロピレン、ポリクロロトリフルオロエチレン(PCTFE)又は次式のポリシクロオレフィンから選択されるポリマーの使用。

【化1】



式中、

$n = 0 \sim 100000$

$m = 0 \sim 100000$ であり、

式中、

n が0、 $m < 100000$ であって、 $R5$ 及び $R6$ がHであるか、

或いは

$n = 0 \sim 100000$ 、 $m = 0 \sim 100000$ であって、 $R1$ 、 $R2$ 、 $R3$ 、 $R4$ 、 $R5$ 及び $R6$ がHである。

【請求項2】

前記ヒドロゲルが、電気泳動用のアガロース、アクリルアミド又はアクリルアミド誘導体である、請求項1記載の使用。

【請求項3】

2D電気泳動の二次元目のための、請求項1又は請求項2記載の使用。

【請求項4】

担体フィルムに、酸素バリア層及びゲル接着剤として機能する材料の上層が設けられているか、又は積層されており、該上層がフィルムとヒドロゲルの間に設けられている、請求

項 1 乃至請求項 3 のいずれか 1 項記載の使用。

【請求項 5】

前記材料がアリルグリシジルアガロースである、請求項4記載の使用。

【請求項 6】

前記担体に 2 層が設けられ又は積層されており、該 2 層がフィルムとヒドロゲルの間にあり、そのうち一方の層が酸素バリア材料であり、他方の層がゲル接着材料である、請求項 1 乃至請求項3のいずれか 1 項記載の使用。

【請求項 7】

前記 2 層がそれぞれガラス及びシランからなる、請求項6記載の使用。

【請求項 8】

前記ポリマーが二軸延伸ポリプロピレン (BOPP) であり、前記上層がアリルグリシジルアガロースであり、前記ヒドロゲルがアクリルアミドである、請求項4記載の使用。

【請求項 9】

請求項 1 乃至請求項8のいずれか 1 項記載の使用に従って使用される担体ポリマーフィルムとヒドロゲルとの複合材料。

【請求項 10】

二軸延伸ポリプロピレン (BOPP) の担体ポリマーフィルムと、アリルグリシジルアガロースのバリア層 / 接着層と、ポリアクリルアミドのヒドロゲルとを含む、請求項9記載の複合材料。

【請求項 11】

BOPP フィルムの厚さが 85 μm を超える、請求項10記載の複合材料。

【請求項 12】

2D 電気泳動用のキットであって、二次元目用の請求項10又は請求項11記載の複合材料と、一次元目用の Immobilibe Dry strip (商標) とを含む 2D 電気泳動用キット。

【請求項 13】

前記ヒドロゲルが予め膨潤されており、当該キットが PPA 緩衝剤をさらに含む、請求項12記載のキット。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0018

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0018】

他の代替ポリマーは、
ポリクロロトリフルオロエチレン (Acclar (商標) と呼ばれる PCTFE) : R1
= C1、R2 = R3 = R4 = F、
ポリシクロオレフィン :